

**平成19年 第11回
教育委員会定例会会議録**

**平成19年11月13日（火）
港区教育委員会**

港区教育委員会会議録

第2248号

平成19年第11回定例会

日 時 平成19年11月13日(火) 午前10時1分 開会

場 所 区立高陵中学校会議室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員	五味原 康
--------	-----	-------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	荻 原 幸 子

「議題等」

- 第1 会議録の承認 平成19年第1回定例会(平成19年1月9日)会議録
 平成19年第1回臨時会(平成19年1月23日)会議録
 平成19年第2回定例会(平成19年2月13日)会議録
 平成19年第4回臨時会(平成19年4月2日)会議録
 平成19年第4回定例会(平成19年4月10日)会議録
 平成19年第5回臨時会(平成19年4月24日)会議録
 平成19年第7回臨時会(平成19年6月26日)会議録

第2 教育長報告事項

1 平成19年第4回港区議会定例会提出予定案件について

- (1) 港区奨学資金に関する条例の一部改正について
- (2) 港区立学校設置条例の一部改正について

- (3) 学校図書館用什器の購入について
- (4) 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部改正について
- 2 平成19年特別区人事委員会勧告の概要について
- 3 地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴う給与等の制度整備について
- 4 港区における特別支援教育のあり方（中間報告案）について
- 5 子ども健全育成調整会議検討報告書（案）について
- 6 生涯学習推進課10月事業実績と11月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館10月行事实績と11月行事予定について
- 8 指導室11月事業予定について

第3 審議事項

- 1 議案第32号 第68回国民体育大会競技会開催に係る同意書の締結について

第4 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - (2) 社会教育の施策について

第5 視察

高陵中学校仮設校舎視察

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、早速、平成19年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時01分)

「署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、澤委員、お願いします。

なお、本日、五味原委員は所用により欠席です。

第1 会議録の承認

第2230号 第1回定例会(平成19年1月9日)

第2231号 第1回臨時会(平成19年1月23日)

第2232号 第2回定例会(平成19年2月13日)

第2236号 第4回臨時会(平成19年4月2日)

第2237号 第4回定例会(平成19年4月10日)

第2238号 第5回臨時会(平成19年4月24日)

第2242号 第7回臨時会(平成19年6月26日)

○小島委員長 それでは、早速日程に入ります。

まず、日程第1、会議録の承認。

第2230号平成19年1月9日開催、第1回定例会。第2231号平成19年1月23日開催、第1回臨時会。第2232号平成19年2月13日開催、第2回定例会。第2236号平成19年4月2日開催、第4回臨時会。第2237号平成19年4月10日開催、第4回定例会。第2238号平成19年4月24日開催、第5回臨時会。第2242号平成19年6月26日開催、第7回臨時会について、各会議録は承認ということでよろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは承認ということにします。

第2 教育長報告事項

1 平成19年第4回港区議会定例会提出予定案件について

(1) 港区奨学資金に関する条例の一部改正について

○小島委員長 日程第2に入ります。教育長報告事項。

まず、初めに平成19年第4回港区議会定例会提出予定案件について。まず、港区奨学資金に関する条例の一部改正について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それではお手元の資料ナンバー1番をご覧いただきたいと思います。港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例(案)ということでございます。

今回の改正は学校教育法の一部改正に伴いまして、条項番号が整理されたため、これに対応して、

関連条例の条項番号の整備をするというものでございます。裏面をご覧くださいと思います。新旧対照表がございます。上段が改正案、下段が現行ということでございます。学校教育法は平成19年6月22日に改正の公布がされています。施行につきましては、6ヶ月以内の制定で定める日からということで、12月26日が期限となり、現状では12月25日ごろに施行されると考えております。したがって、それまでに関連の改正が必要だということになります。

現行の条例の中では、専修学校につきましては法の82条の2に規定されておりますけれども、改正後の学校教育法では、法の124条に条番号が書き込んであります。同様に、各種学校に関する規定につきましても、現在の法第83条から法第134条の第1項と変わっておりますので、こういった部分の規定を整備するものでございます。

この条例につきましては、区の教育委員会規則ではなくて区規則で定めるということで、区長に委任されていますので、付則におきましては区規則により定めとなっております。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問がある方。

○澤委員 82条が124条に変わりました。今までもいろいろな規則で条番号が変わるというのはあって、一つ二つ変わるというのはよくあったのですが、今回は大幅に変わっていますね。

○庶務課長 今回の学校教育法改正につきましては、現行をご覧くださいと、法の上にすぐ第1条という形になっています。章があって1条となっているのですが、この章の第何章いくつと章が枝分かれしているという点が現行でございます。改正では第1章から第13章で、新たに章を設けて整備しております。この中で、小学校、中学校が始まる規定が幼稚園から始まるという形でかなり入れかわっています。そういうことがあって条が飛んでいくという現象が起きています。

○澤委員 かなり構成が変わっているんですね。

○小島委員長 幼稚園、小学校、中学校の順ですか。この件はこの程度でよろしいですか。

(2) 港区立学校設置条例の一部改正について

○小島委員長 それでは、続きまして、港区立学校設置条例の一部改正について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー2をご覧くださいと思います。港区立学校設置条例の一部を改正する条例(案)でございます。これも資料ナンバー1と同様、学校教育法の改正を踏まえた内容でございます。先ほど話が出ておりましたが、学校教育法では、今まで小学校、中学校及び幼稚園という学校の種別の順番ですが、幼稚園を最初にするという改正が行われ、幼稚園、小学校及び中学校という形に変わっております。新旧対照表の方をご覧くださいと思います。そうした学校教育法の改正におきまして、港区の学校設置条例につきましても、学校の種別の順番を改正したいと考えております。現行は下の段にございます第1条の部分、学校教育法第1条に定める小学校、中学校、幼稚園を設置するとあるものを、幼稚園、小学校及び中学校と変えたというものでございます。

また、これに伴いまして、この条例の別表となっておりますが、別表につきましても、現行、裏面を見させていただきますと、別表第1が小学校、別表第2が中学校、別表第3が幼稚園となっております。

ます。それを別表の順番につきましても、幼稚園を別表第1とし、別表第2を小学校、別表第3を中学校とするものです。

この条例の施行日ですが、学校教育法の施行日に合わせてまいりたいと考えておりますので、国の方の施行期日が定められますが、その日を確認した上で教育委員会規則で定めて、施行してまいりたいと考えております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご質問ございますか。

国の学校教育法の改正に伴う処置ですので。よろしいですか。

○教育長 幼児教育の重要性ということが論議もされていますから、そういう意味で、この中でもしっかりと幼稚園教育の重要性ということを位置づけたいということなのだろうと思います。

○小島委員長 よろしいですか。

(3) 学校図書館用什器の購入について

○小島委員長 では次にまいります。3番として、学校図書館用什器の購入について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧くださいと思います。学校図書館用什器の購入でございます。什器と申しますのは学校図書館の書棚104台、ほかカウンターなどを購入するというものでございます。学校図書館につきましては、平成18年度、平成19年度の2カ年度間で充実を図っております。具体的には図書什器の入れ替え、図書システムの導入、蔵書の入れかえをやっております。本年度は計画最終年度ということでこの什器を購入するということでございます。契約予定金額として3000万程度を予定しております。納入場所が小学校7校でございます。整備済みの小学校が11校、中学校が5校です。

その他に書いてございますが、三田中学校と高陵中学校の図書什器につきましては、改築計画がございますので、それに併せて整備します。それ以外の学校につきましては、今年度中に整備を進めます。また、この案件につきましては、予定価格が1千万を超える案件になりますので、第4回定例会に提出してまいりたいと考えております。以上でございます。

○小島委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問ございますか。

○澤委員 最近、学校訪問で図書室等も拝見しておりますが、非常に整備されていますよね。いい環境になっていますけれども、今回の購入は主として老朽化したものをかえるというよりも新しく整備するということですか。

○学務課長 基本的には、書架につきましては見直しをしておりますけれども、全部取りかえるというのはなかなか難しいところもありますので、再利用が可能なものは利用しつつ、新しいものを入れていくということです。

○澤委員 主として、古いものを新しくする。本も増えているのですね。

○学務課長 本もかなり新しい蔵書を入れていますので。

○横矢委員 書架なのですけれども、大地震がもし起きた場合、図書室というのは大きな課題があると思うのですけれども、それに対する対策というのは考えて選んだり、設置についてもお考えい

ただいているのでしょうか。

○学務課長 基本的に書棚につきましては、もちろん倒れないような措置は工事の中でしてまいります。ただ、書棚の高さにつきましては、学校とそういった視点を含めまして検討した上で決定しておりますけれども、全てが低い書棚ばかりということはなかなか難しいと思います。

○教育長 今、学務課長が話をしたとおりなのですけれども、この書架の入れかえについては、学校ではリーディングアドバイザースタッフもおりますし、それらの意見をしっかり聞いて、学校図書館をある意味どういうふうに使やすくするかということを設計した上で入れかえていく、こういうことです。したがって、学務課の方で勝手に入れるということはありません。

それから、高い書棚はほとんど壁にくくりつけるという方向で、真ん中にあるのは低いものということで、そういう意味での安全性というのは確保しているものです。

○学務課長 学校図書室は学校ごとに違いますので、一律というのはなかなかできにくい作業ですので、これにつきましては設計図を学校の要望を聞きながらつくった上で、予算の範囲内で学校と調整しながらつくりますので、かなり学校の意見を加えたものになっていると思います。

○小島委員長 既に小学校11校、中学校5校、今後小学校7校もありますが、三田と高陵以外でここに漏れている学校はあるのですか。

○学務課長 まだ今年度までには完成いたしますけれども、港陽小学校、中学校があります。それが共同の図書館となっている関係もありますので調整ができています。あと、御成門中学校と港南中学校が、調整がまだついていないので、今回の案件には載せられませんでしたけれども、いずれにしても今年度中には完全に実施します。

○小島委員長 今年度中ということは、予算的にはどのようなになるのですか。

○学務課長 今年度の予算で整備します。

○小島委員長 この3000万という契約金額ですね。この中に入っているのですか。

○学務課長 入っていません。

○小島委員長 入っていない。

○学務課長 それ以外に予算があります。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

(4) 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部改正について

○小島委員長 では、続きまして、4番目の港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部改正について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それではご説明します。港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由ですけれども、本条例は、港区が費用を負担し任用する区費講師に関する条例で、東京都が費用を負担し任用する都費講師に関する都立学校等に勤務する講師に関する条例に準じて制定するものでございます。

今回の条例改正は、先ほどから話に出ております、学校教育法の一部改正により、同法第1条に

よる規定する学校種の順序が幼稚園を最初に規定する内容に整備されたことに伴いまして整備するため、一部、第1条のところを「小学校、中学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改めてまいります。

また、2ページ目のところの新旧対照表を見ていただくとわかりやすいと思います。さらに、6条の第3項第2号中の改正が、港区の職員の給与に関する条例の過去における条番号の変更の際に整備漏れがございましたので、このたび正しい条番号を整備するものでございます。内容については、変更ありません。第6条は講師の報酬の額等を規定する条文で、付加報酬、いわゆる毎月の報酬と、準常勤講師に認定された場合の付加報酬の支給、根拠の方の条文でございます。付加報酬の額は、区職員の期末手当、勤勉手当の金額と第6条第3項第2号に規定しています。

準常勤講師とは、ほかに主たる職業を有せず、1年間継続雇用のままで、週あたり12時間以上の教科の授業を担当し、週あたり3日以上の出勤日数を要するものと、条例に規定しております。10月1日現在で、17名が準常勤講師ということで区では雇っております。

施行日につきましては、学校教育法が平成19年6月27日に公布され、公布の日から起算して6ヵ月以内、政令で定める日から施行されるということになっておりますので、第1条の改正については、案文付則のとおり、別途教育委員会規則で定めます。なお、第6条第3項第2号の関係につきましては、公布の日から施行します。よろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご質問ございますか。特にございませんか。

庶務課長、この提出予定案件、これは条例の改正ということで、後に審議事項として後日審議するのですか、それともこの今日の報告で終了ですか。

○庶務課長 報告ということで了承いただければと思っております。その点につきましては、区長部局から意見照会があったとき、もう一回照会します。

○小島委員長 それでは、この教育長報告事項の第1番目は終わりにします。

2 平成19年特別区人事委員会勧告の概要について

○小島委員長 続きまして、平成19年特別区人事委員会勧告の概要について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 お手元の資料の5番をご覧くださいと思います。平成19年度給与改定の勧告の概要でございます。特別区人事委員会の概要としては3点ございました。まず1点目、月例給与の改定の見送りでございます。平成19年4月1日現時点における民間給与と特別区職員の給与を比較したところ、ほぼ均衡しているということで、民間につきましては平均の月額給与が43万4600円、特別区の職員の平均給与は43万4561円ということで、民間企業の方が38円上回っております。これを率にしますと0.01%ということで、ほぼ均衡しているということから、今年度につきましては、月額給与の改定につきましては、勧告は均衡しているため据え置きということになりました。

2点目、地域手当の支給割合改定に伴う配分の見直しということで、現在13%の地域手当が支給されておりますが、これを1.5%に引き上げまして事業負担14.5%とします。この引き上

げた金額に相当する金額を給与計算から引き下げたということでございます。1. 5%の引き上げに対しまして1. 3%程度の率の引き下げで、金額的には合うものでございます。こういう内容でございました。昨年の給与改定におきまして、支給割合が18%にするということで勧告されましたけれども、経過措置ということで、平成22年度までに段階的に引き上げるということで、13%から14. 5%に引き上げるというものでございます。

それから3点目、期末手当・勤勉手当の引き上げでございます。年間の支給月数を0. 05カ月分引き上げまして、現行の4. 45から4. 5%とするという内容でございます。民間は平均すると4. 52カ月、特別区職員は4. 45カ月ということで、0. 07カ月、区の方が下回っているということがございました。そこで0. 05カ月引き上げるということでございます。金額にしますと、4. 45カ月ということで平均すると、年間193万3800円になります。改定後4. 5カ月ということで、195万5529円ということで、平均すると2万1529円の増ということになります。定期昇給分と跳ね返り等含めまして、概算しますと大体年間で6万円程度収入増ということになって、9年ぶりの増収の額ということになると思います。

なお、これにつきましては、現在特別区の組合等と協議をしている最中でございます。12月22日ごろに妥結をするという予定でございますので、その後につきましては、第4回定例会の議案として提出する予定でございます。条例としましては、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正ということで、平成20年1月施行を予定しております。この中身で改正されると思います。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○澤委員 特に2番のところ、地域手当の割合を平成22年度までに段階的に引き上げ、給与の割合をその分減らすということですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。地域手当につきましては、平成11年に人事院が勧告した際に、給与構造改革という考え方を出示しまして、公務員の月額給与は基本給と地域手当で構成するという考え方を出示しております。民間の基本給に対する手当の構成ということと含めるであろうという考え方を出示しております。特別区人事委員会というのは、国及び都の地方公共団体の勧告自治体、独自に調査をして勧告をしているのですけれども、一方で国や都の地方公共団体と均衡を保つようにしなければいけないという別途制約がございます。一方では、東京という都市部は地方に比べて物価が高い。草案はかえないのですが、基本給は全国平均レベルで抑えている。物価が高い分については地域手当で調整するという考え方でございます。その地域手当が最高22%にして、給料につきましては、全国平均並みの低い方に抑えている。ただ総額は変わらない。これは一方では、我々の退職金が引き下げられるという、別の側面も持っております。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

この改定に基づいて、対応として、区の幼稚園教職員の給与に関する条例の一部改正ということですか。

○庶務課長 対応につきましては、条例の改正ということにつきましてはこれからでございます。

○小島委員長 そのほか何かございますか。それではこの点についてはこの程度にします。

3 地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴う給与等の制度整備について

○小島委員長 続きまして、地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴う給与等の制度整備について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 お手元の資料ナンバー6をご覧くださいと思います。地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴う給与等の制度整備でございます。この地方公務員法の育児休業等に関する法律というのは、平成19年8月1日から内容は施行されているところでございます。今回これに対応した形で、規定の整備を行うものでございます。

まず、先に裏面の方をご覧くださいと思いますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案ということで、これまだ案の段階だったのですけれども、これも8月1日から施行されておりますのでもう案ではございません。この内容をご覧くださいと、従前育児休業というのがございます。3年間、お子さんが3歳の誕生日までの前日までお休みすることができます。この3歳の誕生日の前日というのは、まず1点目、改正の内容(1)の1点目なのですが、3歳誕生日の前日から小学校入学の始期、つまり入学式の日までお休みができるということで、4年近く広がっております。そこを改めて、ずっと育児休業をとることができます。具体的にはお休みをすることができるということなのですが、そこをまた新たな改正ということで、もしも7年間お休みをとらずに途中から復職をするというか、職場復帰をするその際においては、フルタイム勤務ではなくて、2の(2)給与のパターンがあるということで四つの勤務時間を選択することができます。まず最初は1日あたり4時間、1週20時間、週40時間ですから今の半分になります。それから1日あたり5時間で週25時間、週3日の週24時間、週2日半ということで週20時間、こういう勤務の形態を整備しまして、7歳の小学校入学の始期に達するまでの間、お母さんにとっては四つの勤務パターンを選ぶことができます。もちろん、フルタイムで選ぶこともできるわけですが、それ以外にもこういう四つの勤務が国の方で整備されました。これを受けて、都道府県、区の方におきましても同様の中身の制度を整備するものでございます。もとの6の方の表の方にお戻りいただきたいのですが、そういうことで、法律の改正につきましての内容はそのとおりでございます。今後の対応としましては、これに伴いまして、区長部局の方では港区職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。教育委員会事務局としましては、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部の改正を行います。この条例につきましては、第3条の「1週間を正規の勤務時間」というところがございます。この中に再任用短時間勤務職員にあってはという部分がございまして、これに関連して、いわゆる短時間勤務の規定をこの勤務時間、休日、休暇に関する条例の中で整備をする方向でございます。

それからもう一つは、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正で、当然こういう勤務になれば、これに見合った給与になりますので、制度全般の説明規定とそれぞれの四つのパターンに応じた給与もやはり整備することが給与条例の一部改正ということでございます。

現在、これらにつきましても特区連と協議をしている最中でございます。これにつきましても11月21日ごろに詳細が妥結すると聞いておりますので、妥結以降すぐに関連条例と新旧対照表等を

つくりまして、第4回定例会の方に議案として提出する予定でございます。施行については、一般の事務局職員と変わらず、平成20年1月1日からの施行ということで準備を進めているところでございます。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○澤委員 育児を助けるということなのですが、この改正の内容の（4）並立任用の中で同一の職というのは、先生なら一般の先生、そういう意味ですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○澤委員 週20時間勤務である2人の育児短時間勤務職員をというのは、その2人までとそういう意味ですか、これ。この意味がよくわからないのですけれども。

○庶務課長 その点につきましては、現在協議をして、これからいわゆる運用に関する細かい教育委員会の規定を整備する必要があると考えております。説明はご指摘のとおり、大変わかりにくく、中身が実は定まっております。現在、協議しているのは、区長部局の中の方の、いわゆる事務系の職員がとった場合についてはこういう制度でかなり対応できると思うのですが、幼稚園教職員につきましては担任制がありますので、この制度がそっくりと適用できるかどうかについては検討が必要かと思っております。したがって、ただ条例の方も、総務省の方の考え方も「できる」という規定をとっていくのは、「ねばならない」ではなくて、「できる」という規定についてはやってもやらなくてもいいのです。やるのであれば、恐らく詳細が規定の整備も必要でございますので、これについては今後至急に詰めていきたいと考えております。ここで並立任用と言っているのは、恐らく週20時間勤務である2人の育児短時間勤務職員ということで、もし1日あたり4時間の勤務をとった場合、職場としては20時間勤務の職員が2人になるという意味合いだと思うのですが、これが幼稚園の方で適用できるかどうかについては、無理がかなりの点でありますので、今後研究の課題にしたいと考えております。

○小島委員長 ほかに。この裏側の総務省の法律ですが、これ勤務のパターンが四つあるのですが、これは3歳から小学校の入学時までですか。それとも3歳までも含めてということですか。

○庶務課長 3歳までも含めてという形です。

○小島委員長 給与等はこのパターンに応じて定めるということなのですが、どのような感じになるのですか、イメージとして。

○庶務課長 恐らく給与表につきましても、現在組合の方と協議中だと思いますけれども、通常からいけば、週20時間ですから半分近くになると思うのですけれども、給与の期間に応じた事例があるのではないかと考えております。ただ、手当等につきましては、ちょっとまだわからないことがございます。

○横矢委員 今勤めていらっしゃる小学校の先生がこれを適用とした場合、ぜひ使いたいという方はどのぐらいのパーセントになるのですか。勤務時間はどうかと。これは言いにくいことですか、調べにくいことですか。

○庶務課長 現状ですが、幼稚園の教職員の中で、育児休業をとっている職員は多分いないと。現状は、これ今の段階でですね。現在。

○指導室長 幼稚園、小学校はいます。

○庶務課長 小学校はいる、幼稚園はいないです。

○教育長 小学校は港区が任命権者ではないので、今この議題になっているこの部分については幼稚園です。

○庶務課長 幼稚園。今54名いて、男性が3人、女性が51名いらっしゃいます。各現場ではなかなかこれは把握できないのかと思います。いろいろな運用の中の問題というのは、では最初に1日あたり4時間をとった。子どもが3歳4歳になって、思ったほど手がかからなくなったので、では途中から1日あたり5時間にかえたい。それからまたいろいろな事情があって、もう1回では週4時間に戻したいとか、これ勤務パターンの変更とかそういうところまで議論されておりません。したがって、先ほど申し上げたように、いろいろ規制を整備して、運用というのは、多分細かい点が決まらなないと仕事をしたいという職員の人が躊躇するのではないかと今は考えています。

○小島委員長 この場合は、この休まれたのを補充するために、どの程度、1人休んだらどうなのだろう。うまく、1人休んだら短時間1人採用するとかそういうことになるのですか。

○庶務課長 意味はご指摘のとおりになるのかと思います。ただ、短時間ということで非常勤職員として採用していくのか、採用の場合、7年間ということになりますので、非常勤となるのか、あるいは臨時職員となるのかということにつきましては、これは区長部局も現在検討中でございますので、それにつきましては考え方を合わせていくことになろうかと思います。非常勤と臨時だと身分も違いますし、社会保障も違います。この点につきましては、これからの整備になると思っております。

○小島委員長 この案を策定しなくてははいけません、11月頃には。これは母親に適用される。

○庶務課長 父親が育児休業をとれば、この形で対応は可能です。男女の差別はございません。

○小島委員長 母親も父親もとれるということですか。

○庶務課長 どちらか一方が取得できます。

○澤委員 細かいことなのですけども、夫婦の場合、どちらかということですね。

○小島委員長 少子化を迎えてこういうことは非常にいいという、基本的に非常にいいということなのですけども、制度をつくるのは大変ですね。育児休暇ということで担任の先生に休まれてしまったら、保護者の反応はどうなのですか。

○澤委員 それは現場の指導室長が一番頭を悩ませることでしょうが、前回のP連との話の中で、幼稚園のお2人の副会長が、私たちは3年保育は必要ないと思うと答えています。なるべく手元で子どもを育てたい、というような話をされていました。やはり父親でも母親でも、なるべく子どもと接する機会が多い方が、いろいろな意味でその子にとっていいのだらうと思います。三つ子の魂百までというから、6歳ぐらいまではそういう制度があり、機会が与えられるというのは、基本的にはいいことなのだろうと思います。現場は大変だらうと思いますが。

○小島委員長 少子化対策としてね。

○澤委員 少子化対策もありますけれども。

○小島委員長 日本の全体の国力は確かに衰えていってしまうから、少子化対策は緊急の課題にな

ってきている。

○澤委員 それから親とのスキンシップという意味でも重要です。人に預ければいい、保育園に預ければいい、というような風潮がなきにしもあらずですから。

○小島委員長 その辺、この育児休暇がとりやすくなれば、保育園の数は少なくともすむことになる。予算的に保育園に予算をかけるのか、育児休暇にお金を使うのか。それでしたら保育園にお金を出すより、こちらにお金を出した方がいいということも。

○澤委員 そういう考え方もある。

○小島委員長 これは余談です。ほかに何かご質問ありますか。ではこの点についてはこの程度にします。

4 港区における特別支援教育のあり方（中間報告案）について

○小島委員長 港区における特別支援教育のあり方（中間報告案）について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 それでは港区における特別支援教育のあり方について、資料ナンバー7に基づきまして、ご報告をさせていただきます。

国におきましては、学校教育法の改正により、本年4月から児童・生徒の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、従来の特殊教育を特別支援教育と名称変更し、法改正を行いました。主な内容としては、盲学校、ろう学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化すること。また、普通学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などを新たに特別支援教育の対象とすることにしました。これを受けまして、区としましても特別支援教育の推進を図るため、学識経験者や学校関係者などによる検討委員会により、本年度、港区の特別支援教育推進計画を策定することにいたしました。

本報告書は、港区における特別支援教育のあり方、推進計画の中間報告に位置づけられるものでございます。今後区民意見を反映し、年度末に港区としての特別支援教育推進計画として策定していくものでございます。

報告書の内容について、説明をさせていただきます。第1章でございますが、特別支援教育のための基本的な考え方でございます。1点目が、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行うこと。また2点目として、幼児、児童、生徒を生涯にわたって支援していくため、就学機関や福祉部門などの連携を強化すること。3点目として、特別支援学校を活用し、交流事業の充実を図るといったことを基本的な考え方としております。

第2章については、特別支援教育実施のための体制整備と課題解決といたしまして、現在の状況として、港区における支援学校の設置状況、児童、生徒の状況、通常学級、特別支援学校の児童、生徒の在籍状況を記載してございます。

第3章でございますけれども、今後の特別支援教育のあり方といたしまして、今後の港区の取り組みについて記載してございます。主なものとして、1点目が特別支援学級の増設でございます。それから2点目が、学校、幼稚園の実施体制の充実。内容としましては、校長先生の意識向上、そ

れから学校内での特別支援教育担当者である、特別支援コーディネーターの質的向上でございます。それから、3点目としまして、一般教職員の資質、専門性の向上でございます。4点目としまして、特別支援学校との連携などを記載してございます。

第4章、個別支援室・学習支援員の見直しと再検討でございますけれども、これについては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害への事業で、現在NPOに事業を委託しております個別支援や学習支援についての充実と見直しについてふれてございます。

それから、最後に第5章でございますが、その他特別支援教育の推進に必要なことといたしまして、保護者や区民への特別支援教育の啓発活動と理解促進といたしますということで記載してございます。

最後に、参考資料として設置要綱、委員会名簿、委員会の開催状況などを付けております。

今後、本報告につきまして、広報紙、ホームページなどで区民にもお知らせし、区民意見を反映した港区におきます特別支援教育のあり方をまとめ、年度末には最終的なまとめでございます、港区の特別支援教育推進計画を策定してまいりたいと考えております。説明は簡単ですが、以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、質問ございますか。

○教育長 非常に大事なことは、21ページの（3）にある教職員の資質及び専門性の向上ということ、ここで書かれていることは大変重要なことであります。通常学級に所属している教職員、校長、副校長はじめ管理職ともども、この特別支援教育に関する正しい知識等の研修をしっかりと行うことが大事であるということだと思っております。

したがって、港区において、これは指導室の計画することですけれども、全教職員がしっかり研修を受けて、そして、このことに関して正しい知識や正しい理解を深めていく。そして学習支援員あるいは保護者との対応をしっかりと図っていくということが大事なので、その辺の計画をしっかりとやっていきたいと思っております。

○小島委員長 この間、特別支援学級の運動会を見学させていただきましたけれども、みんな生き生きと張り切っていて非常に良かったと思います。やはり手厚く、サポートしてあげれば、子どもたちがそれぞれの能力として十分発達していけると思いますので、この特別支援教育というのは非常に大事なことだと思います。よろしくお願いいたします。

そのほか何かご質問ございますか。

○教育長 それからもう一つは、特別支援学級におけるこういう専門性の向上、これはまた大きな課題でありまして、特別支援教育の免許を有している者がほとんどいませんので、これは東京都も同じで、特別支援学校の中にそういう免許をしっかりと有している者の数は少ないのだというのでありまして、本区における特別支援学級の教員に対して研修を、特別支援学校の支援をいただきながら、計画的にきっちりとやっていかなければならないと併せて考えています。

○小島委員長 今その何らかの免許というのはどういう免許があるのですか。

○教育長 これは小学校の免許、中学校の免許、高等学校の免許と同じように、以前であれば、その盲・ろう・養護に応じたのがあったわけです。

○小島委員長 そうした免許を取得した方を港区にできるだけ確保したい。そういう点は今後も努力していくという。

○教育長 努力はするのですが、現実的には進まない。ですから、港区に人事権が全て移ってきたとするならば、いろいろな採用の仕方をして、港区独自の教員を採用するということは可能になってくると思うのですが、今は東京都が人事権を持っていますので、なかなか難しいです。

○小島委員長 あと小学校の前の段階で、幼稚園、保育士との連携というお話もあったのですが、現状としては区立幼稚園、区立保育園でこの特別支援教育にあたる何か現実にやっているのでしょうか。

○指導室長 幼稚園についてはまだ校内委員会、いわゆる小学校で特別支援を必要とする子どものための校内委員会というのは小中では実施しているのですが、多分幼稚園では十分ではありません。今年度から、特別支援コーディネーターという子どもたちの状況を見たり、それから教職員にアドバイスをするような人を幼稚園にも巡回をすることをやってきました。ただ、まだ区立の保育園や私立の幼稚園に対してはそういうことをしておりませんので、それは今後の全体を進めていく大きな課題だと思っています。

○小島委員長 やはり小学校、中学校で必要と同じように、幼稚園の段階でも必要なのでしょうね、特別支援というのは。そうであれば、今後そちらを充実していただくよう、いろいろ指導室の方にご配慮いただきたいと思います。そのほかございますか。

○澤委員 その後、この特別支援教育を具体的に実施するにあたり、現在NPOの協力を得て、学習支援員を学校に派遣して、我々も学校訪問でその様子を見学させてもらい、非常にいい形になっているかと思っています。この問題点4のところにあるように、生徒にとって、介護とはちょっと違い、教育の一環としての学習支援です。ですから教員免許取得者を資格要件ということなども検討材料の一つと考えられますと書いてありますけれども、現状では、指導室長、免許を持っている方が実際に支援している例もありますか。

○指導室長 全員つぶさに見ているわけではございませんけれども、そういう方は少ないと思います。特別支援教育に対して興味があったり、志を持っている人が支援員として講習を受け、その方がなっているというのが一般的です。

○澤委員 確かに免許という資格だけではないのですが、拝見させていただいて、やはり今先生が教えている中で、この子はどこがわからないのだろうかとか、そういうきちんとサポートしていただくためには、先生としての資質が必要ですが、その辺になるととても微妙になるかと思います。

○指導室長 それぞれの子どもに対しては個別指導計画というものを学校の担任と校内委員会で作成します。この子にはこういうことが必要だということで、それに基づいて、学習支援員と一緒になってその子の支援をします。個別指導計画の中の授業としてやっていただいておりますので、この部分については支援員1人の意見ではなくて、担任と連携して行っており、それが大事なことです。

○澤委員 そうですね。そういう連携をきちんとやった上で、理解して、適切に指導できる人が必要ですね。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○次長 今回、区としては初めてこういう形の特別支援教育ということで、かなり長い時間をかけてまいりました。学校の先生方だけではなくて、後ろの方にございますけれども、それぞれの分野から参考人という形でいろいろな方からご意見をいただいております。批判的な意見もございますし、また非常にありがたくやってくれているご意見もいただきました。その中では全員に配布をして、あるいは学習会みたいな形で先生方にお示しをしていきたいと考えています。区が抱えているいろいろな課題をここである程度浮き彫りにされてきたような感じがあります。それは学習支援員の質の問題、あるいは学習支援員のほとんどが女性であるということで、中学校に配置した場合の課題であるとか、あるいは相談機能、これは来年度見直しをしますけれども、中学校間を教育センターの相談とこういうところの相談ということで連携していかなければいけないということです。あるいは、先ほど話題になりましたけれども、公立幼稚園の方にはいろいろやっていますけれども、大半の子どもたちのいる保育園、それから私立幼稚園に対してアプローチが今まできちんとなされていませんでした。それがやはり就学前相談から小学校への引き継ぎみたいな形できちんとやっていかなければいけないというようなことなど、いろいろ課題が見えてきましたので、これをもとにして、少し特別支援教育というものを全体像を示しながら進めていくきっかけになったのかと思っております。

○小島委員長 そうということで、よろしくお願いします。この程度でよろしいですか。

5 子ども健全育成調整会議検討報告書（案）について

○小島委員長 次にいきまして、5番目。子ども健全育成調整会議検討報告書（案）について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 資料番号8番をご覧ください。港区子ども健全育成調整会議検討報告書（案）について、ご報告いたします。

それでは、報告書1ページをお開きいただきたいと思います。こちら、目次でございますけれども、1から4の4部構成になっています。まず背景、それから子ども施設（事業）の配置の考え方、それから、今後の展開と、それから事業の移管についてと、それから資料編を並べてつけてございます。

まず1の港区子ども健全育成調整会議の設置の背景でございます。これまで、放課後児童育成事業が順次拡大していく中で、児童館でやっている学童クラブ事業と対象児童の重なりがある、あるいはカリキュラムの類似性が見られるということもございまして、その調整と役割の明確化。それから放課後児童育成事業と児童館事業、学童クラブの調整が近々の課題となっております。

そこで当年6月に実施要綱で調整会議をいたしまして、児童の居場所づくりと学童クラブの事業について、基本的な調整を図り、効果的な事業となるように検討してきたということでございます。

2の2ページをお開きいただきたいと思います。こちらで調整がある施設（事業）については4

種類でございます。①から④になってございます。児童館、子ども中高生プラザ、学童クラブ、放課後児童育成事業ということです。その表にはそれぞれに施設、事業についての定義、それから根拠法令等をしるしてございます。

3 ページ、こちらでございます。その配置の基本的な考え方としてA B C D、4 点にまとめてございます。A としまして、まず原則として全区立小学校において、放課後児童育成事業を実施。なお、その際には可能な限り学童クラブの設置をする。また実施にあたっては、半径500メートル圏内にある児童施設との整合を図る。また、B としましては、子ども中高生プラザは各総合支所管内に一施設ずつ配置。また子ども中高生プラザでは学童クラブ事業を実施します。C としましては、既存の児童館等施設の運営内容変更・廃止等は、その圏内の各施設の位置関係、施設の利用状況及び利用者の住所分布等を十分考慮して決定するとしています。それから、D、最後でございますけれども、放課後児童育成事業は、小学校教室等施設の安定的な確保を基本条件といたします。学校の状態を勘案しながら独立の専用室を持つ放課後児童育成事業を推進しますという点に留意して整理をいたしました。

3 のところでございます。こちらはそれを地域をまとめてございますが、これは基本的に五つのカテゴリーにまとめることができるかと思っております。まず、一つのパターンとしては、学童クラブを設置する放課後児童育成事業ということで、まず従来から設置している芝小学校、南山小学校こちらについては、今後5時以降の扱いについて、定員を設け申込方法及び審査について検討を進める。それから本村小学校と筭小学校は通常の5時までの放課GOを、平成19年10月に開設しましたが、平成20年度に時間の拡大等を予定しています。本村小学校は平成20年度に学童クラブを設置し、筭小学校は平成21年度、児童館との調整でそれぞれ設置します。それから御成門小学校、三光小学校、神応小学校については平成20年度開設を予定してございますけれども、こちらについて開設当初から設置していくというようなことで、いずれ7校については学童クラブを設置していきます。

それから、2の話ですけれども、現行のサービスと当面の間、継続する学校として6校あげています。まず、御田小学校、港陽小学校、青南小学校。こちらは学童クラブ設置のためのスペースの問題。それから、比較的余裕はあるけれども、児童数から需要が低い学校として麻布小学校、東町小学校、青山小学校とこの6校は当面、現行のサービスと続けていきます。それから3番目のお話としては、改築を予定している学校、赤羽小学校、これは開設時に設置をする予定です。それから、スペースは確保する。近くに児童高齢者交流プラザなどがございます。そちらとの利用を勘案するというものが芝浦小学校ということで、改築後の2校になります。それから、4番目としては、現時点では放課後児童育成事業の開設というのは困難と考えている白金小学校、高輪台小学校は引き続き協議をしていくということです。それから、5番目として、放課後児童育成事業を実施しない学校として2校ございます。赤坂子ども中高生プラザの利用状況を踏まえ判断した赤坂小学校、それから事業に必要な教室の確保及び同一敷地内に、新港南子ども中高生プラザが開設される予定がありますので、港南小学校については実施しないというような2校、以上19校について整理したものでございます。

最後、4番目ですが、6ページになります。こちら放課後児童育成事業の移管について述べているところでございます。昨年の平成18年4月から区役所支所改革に伴いまして、区民により身近な支所へということで、児童館、保育園等を運営していく。

そういった流れの中で、放課GO事業をわかりやすく、効果的に実施していくため平成20年度ですけれども、この事業の総合支所への移管を準備するという形になります。平成21年度移管対象校としては、先ほどの1で申し上げた、南山小学校、御成門小学校、三光小学校、神応小学校、本村小学校、筭小学校です。芝小学校以下7校を予定しています。それ以外については、平成20年度、準備を進める中で検討していくという内容になってございます。

続きまして、資料を見ていただければと思います。7ページから8ページにかけては、学童クラブの状況、児童利用状況です。特に、8ページの参考資料2をご覧くださいと思います。縦軸は小学校、横軸はそれぞれの児童館を担当する支所の地区を書いております。例えば御成門小学校、こちらで学童クラブつきの放課GO→を開始した場合、芝管内の芝公園児童館に児童が14人、それから新橋児童館に14名。これは10月1日現在ですけれども、児童が在籍しています。こちらの児童館は影響を受けてくるであろうということが読み取れるものでございます。

資料番号3でございますけれども、A3でつくっている表ですが、こちらは平成16年度青山小学校からスタートして、平成19年度、本村小学校が10月15日開設までの流れをこの表であらわしております。それから実施日時、利用状況、委託している事業者について記載しております。全部で10校で実施しております。

それから、最後10ページはこれまでの検討経過、11ページ以降は調整会議の設置要綱でございまして、検討を進めてきた内部の学校関係者が12ページの表になっております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、ご質問ございますか。

○教育長 余分なことかもしれません。きのう筭小学校に行ってきました。筭小学校での放課GO→を見てきましたけれども、施設も立派につくられていて、子どもたちは校庭とかなど、いろいろなところを伸び伸びと使えて、非常にいい感じでした。校長もここに入っている子どもは自分たちの子なので、学校としても積極的に応援したい、そのような話をしていましたし、平成21年度からですか、学童機能を取り入れてやるということですから、十分できると思いました。みんながみんなこういう施設にならないので、なかなか難しいですけれども。

○澤委員 教育長が言われているように、前からそういう話がありますけれども、大都会のど真ん中で子どもたちが伸び伸びと遊べる空間と言うのですか、こういう場所というのはすごく大事なことです。実施しない2校ということなのですから、実施しない理由は何ですか。子ども中高生プラザというのは、これにかわるものとして十分なのですか、条件は持っているのですか。

○生涯学習推進課長 中高生プラザは幼児から中高生までを対象としている施設ですが、学童クラブのように、子育ての支援を考えておりますので、そこで機能が充実しているということになっていきます。

○教育長 一番これがでも出た背景は、やはり安全性ということなのだと思うのです。きのう、私

は箕小学校の屋上から、この子たちが遊んでいる姿を見ていたのですけれども、やはり学校というのはフェンスに囲まれていますし、指導員もいます。それから行き帰りがありませんし、そういう意味においてはすごく安全性が高いという感じがしました。きのうは芝小学校在りあそこは学童クラブがついている放課GO→ですけれども、あそこもいろいろな施設が整っているし、外に出ないで校庭に上がれるし、そういう意味では安全性が高い。そういうものが中高生プラザの方と、学校の放課GO→の違いなのではないかという気がします。

ただ、赤坂の中高生プラザは、職員が終わった後、集団下校みたいな感じで送っています。そういう意味で安全性はある意味一緒に見ているというところはあるのです。

○横矢委員 逆に放課GO→の方は帰りですけれども、集団で下校させるとかそういうことまでは考えて実施されているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 放課GO→サポーター、ボランティア、親御さん、PTAの方や町会関係者を募って、その方に見送り、あるいはポイントまでの見送りをしていますので、安全性は常に確保しています。

○横矢委員 今全校、そういう形になっていますか。

○生涯学習推進課長 全実施校で同じ形でやっております。

○横矢委員 途中で帰る子どもというのが、放課GO→の場合も出てくるのではないかと思いますので、すけれども、普通でしたら5時までですけれども、例えば今日は3時に帰ったり、ちょこちょこと帰ると、そういうことは放課GO→は可能ではないのでしょうか。

○生涯学習推進課長 基本的に30分単位で行っています。たとえば4時に帰る、4時半帰り、5時帰りということで、まとめて同じ方向を集団的に帰すというやり方をとっています。

○横矢委員 いろいろ考えてくださっていると思いました。ありがとうございます。

○小島委員長 組織的なことで、現在、放課GO→について、生涯学習推進課でいろいろサポートしておられるけれども、今後各総合支所に移管した場合には、総合支所と生涯学習推進課とはどのような連携というか、どのような感じになるのですか。

○生涯学習推進課長 基本的に運営主体が支所の方に移った場合に、教育委員会が、あるいは生涯学習推進課が支援していく形になろうかと思いますが、いずれにしても、平成20年度に検討します。

○小島委員長 それでは、この点についてはこの程度でよろしいですか。

6 生涯学習推進課10月事業実績と11月事業予定について

○小島委員長 続きまして、6番目。生涯学習推進課10月事業実績、11月事業予定について、この件につきましては、資料の配布をもって報告いたします。後ほど資料9をご覧くださいと思います。特に何か報告することはありますか。よろしいですか。

7 図書館・郷土資料館10月行事实績と11月行事予定について

○小島委員長 それでは続きまして、図書館・郷土資料館の10月行事实績と11月行事予定につ

いて、この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料１０をご覧くださいよう、お願いします。図書・文化財課長、何か報告することはございますか。

○図書・文化財課長 特に。

○小島委員長 よろしいですか。

８ 指導室１１月事業予定について

○小島委員長 続きまして、指導室１１月事業予定について、この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料１１をご覧くださいよう、お願いします。指導室長、何か特に何かございますか。

○指導室長 今月から研究発表会ということで、各学校が献身的に取り組んでいる研究内容についての発表がございます。６日は御田小学校で、研究した内容は教科担任制ということで、これからの新しい港区の講師の有効な子どもの学力向上につなげる取り組みについての発表で、ぜひ今後その経過については、検証しながら広めてまいりたいと考えております。また、本日ですが、白金小学校で教育推進月間の一環でございます授業の達人の特別授業が行われます。

○小島委員長 それでは、教育長報告事項でほかに何かございますか。

○学務課長 学校給食ですが、以前小学校２校が入りますということでご報告させていただきました。具体的な学校名が決まってまいりましたので、ご報告いたします。来年４月からの実施校として本村小学校と港南小学校、この２校で実施していきたいと思っております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの点について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

第３ 審議事項

１ 議案第３２号 第６８回国民体育大会競技会開催に係る同意書の締結について

○小島委員長 次に日程第３に入ります。

日程第３、審議事項。議案第３２号 第６８回国民体育大会競技会開催に係る同意書の締結について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案資料番号の１番をご覧ください。議案第３２号 第６８回国民体育大会競技会開催に係る同意書の締結についてでございます。

６月２６日教育委員会臨時会におきまして、平成２５年の東京都で開催される国体、港区がなぎなた競技に手を挙げまして、港区スポーツセンターを会場とする予定であると報告したところです。その際、正式に決定することとして、先日、１１月５日に中央競技団体が視察に来られまして、その実施状況を踏まえて、開催が確定したところでございます。その手続きとしまして、今回の同意書の提出が必要になっております。

なお、７月９日の東京都準備委員会で港区が会場となる決定がなされていますので、開催実施サイドの同意をもって、東京都との合意に至るという形になります。

それでは、同意書案文の別紙１をご覧くださいと思います。広く港区民にスポーツを普及し、

健康増進と体力の向上を図るとともに、活力ある郷土づくりと文化の発展に寄与するものとして、意義深いものがある。そういうことで、港区において下記競技を開催することに同意するという形で、区長名で都知事宛に同意するものでございます。

こちらひな型で作成した文になっております。1枚めくりお戻りいただきたいのですけれども、今後の日程といたしまして、この同意書締結の手続きをして、あと区民文教の方に報告をしまして、12月21日まで東京都の方に提出をする。以上、同意書につきまして、教育委員会でご審議をいただき、ご決定をよろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。よろしいですか。これは前の教育委員会で報告を受けております。

○澤委員 結構なことです。1点だけ。うちは成年女子、少年女子ということで、男子はこれ違う会場になるのですか。

○教育長 なぎなたの試合は女子のみです。この間、区民体育大会では男の子もやっていましたね。国体の競技内容としては女子の種目となっています。

○横矢委員 年次大会はある。

○小島委員長 国民体育大会は5年後でしたか、6年後。

○生涯学習推進課長 平成25年です。

○次長 対応しているということで、位置づけは各都道府県に対して、それぞれの市町村がこういう種目をうちの中でやってほしいと手をあげるような形になっています。それで、東京都のなぎなた連盟が、ぜひとも港区のスポーツセンターを主会場にしてやりたいのですという申し出があったので、区が東京都に対して誘致をしました。この間、全日本なぎなた連盟の方々が来て、この会場ならば、ではこの大会として十分でしょうと、こういう形になっていますので、競技の形の港区の中でこの国体競技を実施することに同意をします。向こうからの選考の合意書が来ていますが、この合意書というのはAとBが合意するので、こちらから出すのは合意ではないので、同意書に変えました。

似たようなもので、オリンピックの確定まで動いていますけれども、区としての所管は別です。改めて区長部局の方が主のメンバーという形になりますけれども、来るか来ないかはわかりませんが、来年の秋ぐらいに最終的に世界全体で3都市ぐらいを選んで、そこでもう1回候補の選考をする、そういう形の中で合意です。その場合、もし東京にというか、日本にオリンピックが来た場合には、港区は今のところ、トライアスロンが予定されています。

○小島委員長 トライアスロンはお台場ですか。

ほかになければ、これより採決に入ります。議案第32号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第32号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第4 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

○小島委員長 それでは、日程第4に移ります。協議事項。

まず初めに、港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 続いて、学務課長、お願いします。

○学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それでは、この件につきましては、継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

○小島委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いします。

○小島委員長 それでは、この件については、継続協議といたします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

第5 視察

○小島委員長 それでは、日程第5、視察ということで、それでは、ここで休憩いたしまして、高陵中学校の校舎の視察をいたします。

(視 察)

(再開)

○小島委員長 それでは再開します。

仮校舎を視察させていただきました。とても仮設とは思えないほどの立派な校舎ですね。

その他何かございますでしょうか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。次回は11月27日火曜日、午前10時からです。

よろしくお願いします。

(12時00分)

会議録署名人

港区教育委員長

小島 洋祐+

港区教育委員

澤 孝一郎